



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 指定管理者の指定（森林緑地課） 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課） 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） 2
- 事業の認定（用地課） 4
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 6

公 告

- 宅地建物取引業法による処分を行うための聴聞の実施・2件（建築指導課） 6

告 示

沖縄県告示第151号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第6条の規定により、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年3月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1
- 2 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

沖縄県告示第152号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成21年3月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
石川加入区	主として刺し網漁業（総トン数2トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業）	うるま市石川一丁目27番1号 上地昌栄 うるま市石川白浜一丁目5番41号 伊敷幸栄

沖縄県告示第153号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成17年沖縄県告示第141号で同意の認定をした那覇北加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成21年3月10日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県告示第154号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成17年沖繩県告示第142号で同意の認定をした渡嘉敷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成21年 3月10日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県告示第155号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成21年 3月10日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成21年 3月 2日 沖繩県指令農第152号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 沖繩県島尻郡久米島町字比嘉2870番地 久米島町

(2) 代表者 沖繩県島尻郡久米島町字比嘉63番地 久米島町長 平良朝幸

3 埋立区域

(1) 位置 沖繩県島尻郡久米島町字宇根泊原1708番7、1706番7及び1706番8並びに同町字奥武オ一島9番3に接する無地番地の地先公有水面

(2) 区域

ア Aブロック 次の地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ昭和59年 3月26日付け沖繩県指令農第713号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+2.15メートルにより決定）、④の地点と⑤の地点を結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和59年 3月26日付け沖繩県指令農第713号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+2.15メートルにより決定）、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ沖繩県島尻郡久米島町字宇根泊原1706番7と公有水面との境界線、⑦の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線及び①の地点から⑮の地点までを順次に結ぶ沖繩県島尻郡久米島町字宇根泊原1708番7と公有水面との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点源2宇根（北緯26度20分51秒775、東経126度49分6秒787）から175度35分54秒660.71メートルの地点

②の地点 ①の地点から4度33分36秒11.41メートルの地点

③の地点 ②の地点から89度23分39秒2.55メートルの地点

④の地点 ③の地点から144度38分33秒50.46メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から145度49分56秒4.82メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から143度54分13秒45.28メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から150度37分03秒25.08メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から314度17分51秒23.65メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から314度33分08秒20.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から314度33分45秒20.00メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から314度34分07秒20.00メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から313度50分16秒21.89メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から2度51分45秒0.04メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から274度54分37秒0.29メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から4度01分32秒6.11メートルの地点

⑮の地点 ⑮の地点から55度41分51秒7.71メートルの地点
イ Bブロック 次の地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ沖縄県島尻郡久米島町字宇根泊原1706番7と公有水面との境界線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ昭和59年3月26日付け沖縄県指令農第713号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+2.15メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 四等三角点源2字根(北緯26度20分51秒775、東経126度49分6秒787)から171度54分26秒707.10メートルの地点

⑳の地点 ①の地点から68度15分23秒0.55メートルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から94度46分20秒0.55メートルの地点

②の地点 ㉑の地点から121度09分33秒0.55メートルの地点

③の地点 ②の地点から134度21分31秒9.03メートルの地点

④の地点 ③の地点から134度26分35秒20.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から135度07分03秒20.01メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から131度23分59秒20.02メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から129度35分32秒12.03メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から128度52分33秒12.06メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から158度07分45秒1.84メートルの地点

㉒の地点 ⑨の地点から144度45分59秒1.03メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から167度05分50秒1.03メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から189度26分39秒1.03メートルの地点

⑩の地点 ㉔の地点から211度44分45秒1.03メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から238度31分12秒8.19メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から316度39分17秒66.12メートルの地点

ウ Cブロック 次の地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ昭和59年3月26日付け沖縄県指令農第731号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+1.82メートルにより決定)及び㉕の地点と①の地点を結ぶ沖縄県島尻郡久米島町字宇根泊原1706番8と公有水面との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点源2字根(北緯26度20分51秒775、東経126度49分6秒787)から161度18分57秒920.19メートルの地点

②の地点 ①の地点から37度33分35秒3.90メートルの地点

㉕の地点 ②の地点から45度03分08秒1.55メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から59度56分05秒1.55メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から74度48分00秒1.55メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から89度40分05秒1.55メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から104度32分47秒1.55メートルの地点

③の地点 ㉙の地点から119度23分16秒1.55メートルの地点

④の地点 ③の地点から126度51分49秒1.86メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から126度50分49秒7.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から133度15分08秒20.10メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から134度03分43秒20.13メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から134度05分33秒11.07メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から134度04分07秒2.57メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から217度33分03秒17.43メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から307度33分18秒2.07メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から336度47分10秒18.20メートルの地点

エ Dブロック 次の地点のうち①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ平成13年秋分の満潮位(DL+2.27メートル)における公有水面と既設護岸との境界線、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ昭和59年3月26日付け沖縄県指令農第713号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+1.82mにより決定)、⑭の地点と⑮の地点を結んだ線及び①の地点と⑮の地点を結ぶ昭和59年3月26日付け沖縄県指令農第713号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+1.82メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 四等三角点源2字根(北緯26度20分51秒775、東経126度49分6秒787)から159度13分52秒999.09メートルの地点

②の地点 ①の地点から307度51分04秒1.90メートルの地点

③の地点 ②の地点から37度33分14秒16.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から127度32分39秒3.45メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から217度29分25秒0.54メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から133度06分37秒2.92メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から133度05分36秒5.12メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から131度19分13秒20.04メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から129度15分21秒20.01メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から127度19分32秒20.00メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から126度51分51秒20.00メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から126度52分24秒6.53メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から217度32分13秒4.62メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から307度42分51秒42.87メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から306度52分36秒5.00メートルの地点

(3) 面積

Aブロック 1,336.85平方メートル

Bブロック 497.51平方メートル

Cブロック 424.48平方メートル

Dブロック 482.34平方メートル

合 計 2,741.18平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成14年7月22日 沖縄県指令農第991号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 久米島町

沖縄県告示第156号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成21年3月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 起業者の名称 金武町

2 事業の種類 町立武道館及び総合保健福祉センター進入路収用事業

3 起業地

(1) 収用の部分 金武町字金武島兼原地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

町立武道館及び総合保健福祉センター進入路収用事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団

体である金武町が事業主体となって、町立武道館及び総合保健福祉センターの進入路等用地を取得する事業であり、法第3条第31号及び第32号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である金武町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、平成11年度に完成した金武町立武道館及び総合保健福祉センターの進入路等用地を取得する事業である。

金武町立武道館は、幅広い層の利用者が武道に親しむことを目的とした施設である。また、金武町総合保健福祉センターは、乳児検診や健康相談を主とした保健事業と、福祉サービスの拠点として高齢者の支援を主とした福祉事業を行う複合施設であり、地域住民の健康増進に寄与するものであると認められる。

当該進入路の近隣地域は、中学校、図書館及び町営プール等金武町の公共施設が集約しており、本件事業の施行により利用者の利便性が向上し、施設間の有効活用が図られ、金武町立武道館及び総合保健福祉センターとともに地域住民の健康増進に寄与するものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

起業地は、平成11年に進入路として工事が完了し、現在地域住民の利用に供されており、本件事業の施行により失われる利益は特に認められない。

また、町立武道館及び総合保健福祉センターは、本件事業に係る起業地と同様、平成11年に工事が完了し、現在地域住民の利用に供されており、本件事業と並行して工事等を施行しないため、失われる利益は特に認められない。

ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

町立武道館及び総合保健福祉センターは、賃貸借契約により進入路用地を確保してきたが、平成20年度金武町一般会計補正予算において用地取得費が計上された。また、当該施設は、地域住民の健康増進のために重要な役割を果たしている。さらに、本件事業に係る進入路は、中学校、図書館及び町営プール等の公共施設が集約した地域にあり、当該進入路の利便性は高く、児童生徒、高齢者及び近隣住民に利用されている。

以上のことを総合的に検討した結果、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は、本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているもので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 金武町教育委員会社会教育課

沖縄県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年沖縄県告示第764号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・那15号牧志壺屋線
- 3 事業施行期間 平成6年9月2日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成21年3月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時 平成21年3月18日 午前11時開始
- 2 場所 沖縄県土木建築部第2会議室（沖縄県庁舎11階） 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 被聴聞者の所在地及び名称 宜野湾市大山六丁目27番8号 有限会社隆盛建設 代表取締役 田場盛勝

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成21年3月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時 平成21年3月18日 午前11時30分開始
- 2 場所 沖縄県土木建築部第2会議室（沖縄県庁舎11階） 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 被聴聞者の住所及び氏名 中城村字南上原174HQDM TOMY 113 川上優

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円